

川越市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市規則第 4 8 号

川越市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

川越市印鑑条例施行規則（平成８年規則第３８号）の一部を次のように改正する。

第１４条第４項中「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改め、同条第５項中「電子証明書記録個人番号カード保有者」を「電子証明書記録個人番号カード等保有者」に、「に規定する個人番号カード」を「の個人番号カード等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。